

福祉就労拡大モデル構築事業補助金交付要領

令和元年5月17日元障第146号障がい者支援課長通知

令和2年3月27日元障第945号障がい者支援課長通知

令和3年3月24日2障第890号障がい者支援課長通知

第1 趣旨

この要領は、福祉就労拡大モデル構築事業補助金交付要綱（令和元年5月17日元障第145号健康福祉部長通知。以下「要綱」という。）第14の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施基準

1 選定基準

要綱第6第2項に規定する選定基準は別表のとおりとし、全ての項目を満たすものとする。

2 審査会

- (1) 要綱第6第3項に規定する審査会は、障がい者支援課長を委員長として、他の委員は委員長が指名するものとする。
- (2) 審査会の委員の人数は概ね3名程度とする。
- (3) 審査会は、申請件数が予算額を交付上限額で除した数を超えた場合に開催するものとする。
- (4) その他、審査会の設置に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第3 事業の実施

1 事業計画書の提出等

要綱第6第1項に規定する福祉就労拡大モデル構築事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

2 交付申請

要綱第7第1項に規定する福祉就労拡大モデル構築事業補助金交付申請書は、別記様式第2号によるものとする。

3 確認調査

- (1) 知事は、交付決定のときに、調査員を指定するものとする。
- (2) 調査員は、事業の進捗を管理し、実績報告書の提出があったときは、次に掲げる書類調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
 - ア 予算書及び決算書
 - イ 負担金及び分担金又は賦課金等の書類
 - ウ 会計簿及び補助簿等の会計関係書類
 - エ 契約関係書類
 - オ 補助金手続書類
 - カ その他必要と認められる書類
- (3) 知事は、事業の内容等を考慮し、更に必要と認める場合には、調査項目の追加等を行うものとする。

4 変更承認申請等

(1) 要綱第9に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

ア 福祉就労拡大モデル構築事業内容変更承認申請（届出）書 別記様式第3号

イ 福祉就労拡大モデル構築事業中止（廃止）承認申請書 別記様式第4号

ウ 福祉就労拡大モデル構築事業期間延長承認申請書 別記様式第5号

(2) 要綱第10に規定する福祉就労拡大モデル構築事業補助金交付申請取下書は、別記様式第6号によるものとする。

5 事前着手

(1) 交付対象事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、事業の性質から事業の実施時期が年度当初に限定される場合その他知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(2) 交付対象者は、前号ただし書きに該当する場合には、別記様式第7号により福祉就労拡大モデル構築事業事前着手届を知事に提出するものとする。

6 実績報告

要綱第11第1項に規定する福祉就労拡大モデル構築事業補助金実績報告書は、別記様式第8号によるものとする。

7 交付請求等

(1) 要綱第12に規定する福祉就労拡大モデル構築事業補助金交付（概算払）請求書は、別記様式第9号によるものとする。

(2) 補助金の概算払いの請求は、原則として、事業の出来高に対応する補助金相当額の90%以内の額とする。

(3) 補助金の概算払いについては、知事が必要と認めたときに、補助事業1事業あたり年2回を限度として支払ができるものとする。

(4) 要綱第13に規定する福祉就労拡大モデル構築事業財産処分承認申請書は、別記様式第10号によるものとする。

8 事業内容の周知

知事は、実施した福祉就労拡大モデル構築事業について、県内の就労継続支援事業所に周知するものとする。

9 その他

その他事業の実施上必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

(別表)

- | | |
|---|---|
| 1 | 事業に採算性があるとともに、障がい者の就労機会の拡大又は収入アップが図られるものであること。 |
| 2 | 複数の事業所が連携した取組、又は事業所と企業及び団体等が連携した取組であること。 |
| 3 | 新分野への進出及び地域課題の解決等を図る取組、又はこれまでの取組を新たな観点で拡大・リニューアルを図るものであること。 |